士別市高等学校下宿等費用助成金交付規則

令和4年4月1日

規則第24号

(趣旨)

第1条　この規則は、北海道士別翔雲高等学校(以下「翔雲高校」という。)及び士別市立東高等学校(以下「東高校」という。)に下宿等から通学する生徒の保護者の経済的負担を軽減することにより、生徒の確保を図ることを目的に、士別市内(以下「市内」という。)の下宿等から通学する生徒の保護者に対し、士別市高等学校下宿等費用助成金（以下、「助成金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　下宿等　翔雲高校又は東高校（以下「市内高校」という。）に通学するために、契約に基づき賃貸借する下宿、間借り及び賃借住宅等の物件をいう。

(2)　下宿等事業者　市内で下宿等を運営する事業者をいう。

(3)　下宿等の費用　家賃、電気代、水道代、燃料代、食事代その他の賃貸借契約により下宿等事業者に支払う費用をいう。

(下宿等の登録・変更・抹消)

第3条　下宿等の物件情報の登録を受けようとする下宿等事業者（以下、申請事業者という。）は、士別市下宿等登録（変更・抹消）申請書（様式第1号）を、市長に提出するものとする。

2　市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、登録の可否を決定し、士別市下宿等登録決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請事業者に通知するとともに、登録決定となった下宿等を士別市下宿等一覧表（様式第3号）に登録するものとする。

3　前項の規定による登録の通知を受けた下宿等事業者（以下、「登録事業者」という。）は、当該登録を変更又は抹消するときは、士別市下宿等登録（変更・抹消）申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(1)　登録事業者から前項の規定による抹消の申請があったとき。

(2)　登録された内容に重大な誤り又は虚偽があったとき。

(3)　その他市長が適当でないと認めたとき。

5　市長は、前項の規定により下宿等の登録を抹消したときは、士別市下宿等登録抹消通知書（様式第4号）により、登録事業者に通知するものとする。

(助成金の対象者)

第4条　助成金の対象者は、登録下宿等から市内高校に通学する生徒(以下「対象生徒」という。)の保護者とする。

(助成金の額等)

第5条　助成金の額は、1月あたりの下宿等の費用の2分の1以内の額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)又は月額4万円のいずれか少ない額とし、予算の範囲内で交付する。

2　前項の規定において、1件の契約の下宿等から2人以上の生徒が通学する場合は、1人分のみを交付するものとする。

3　月の途中において次の各号に掲げる事由が生じた場合の助成金の額は、当該各号に定めるところによる。

(1)　助成の対象の要件に該当しなくなった場合　助成の対象に該当しなくなった月の下宿等の費用に対し助成金を交付し、以降の月については交付しない。

(2)　新たに助成の対象となった場合　新たに下宿等の費用が生じた月から、助成金を交付する。

(助成金の対象期間)

第6条　助成金の対象となる期間は、対象生徒が下宿等に居住する期間のうち、対象生徒が市内高校に入学した日の属する月から卒業等により市内高校に在学しないこととなった日の属する月までとする。

(助成金の交付申請)

第7条　助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、士別市高等学校下宿等費用助成金交付申請書(様式第1号様式第5号)により、毎年4月末日までに在籍する高校の学校長を経由して市長に申請しなければならない。ただし、第4条第3項第2号第5条第3項第2号に該当する場合は、速やかに申請するものとする。

(助成金の交付決定)

第8条　市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、助成の可否を決定し、士別市高等学校下宿等費用助成金交付決定(却下)通知書(様式第2号様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条　申請者は、士別市高等学校下宿等費用助成金実績報告書(様式第3号様式第7号)により、当該年度の3月末日までに、学校長を経由して市長に提出報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条　市長は、前条の報告書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、士別市高等学校下宿等費用助成金確定通知書(様式第4号様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(助成金の支払い)

第11条　市長は、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、第8条に規定する交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)に対し、助成金の一部を概算払い概算払により交付することができる。

2　交付決定者は、助成金の支払い支払を受けようとするときは、次に掲げる期限までに士別市高等学校下宿等費用助成金概算(精算)払請求書(様式第5号様式第9条)を市長に提出しなければならない。ただし、第4条第3項第1号第5条第3項第1号に該当することとなった場合は、該当することとなった日から30日以内に市長に提出しなければならない。

(1)　3箇月に1回の助成を希望する場合　6月、9月、12月及び翌年3月の末日

(2)　6箇月に1回の助成を希望する場合　9月及び翌年3月の末日

(3)　1年に1回の助成を希望する場合　翌年3月の末日

(助成金の取消及び返還)

第12条　市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　助成を受けることについて、不正その他不適当な行為をしたとき。

(2)　その他市長が不適当と認めたとき。

2　市長は、前項の規定に基づき、助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金の返還を命ずるものとする。

(委任)

第13条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。